

労務 ROAD

■平成 30 年度 個別労働紛争解決制度の施行状況

※個別労働紛争解決制度とは…

労働者と事業主との間のトラブルを未然に防止し、早期に解決を図るための制度。
（「総合労働相談」、労働局長の「助言・指導」、紛争調整委員会の「あっせん」）

【平成 30 年度のポイント】

- 総合労働相談、助言・指導の申出、あっせん申請のいずれも前年度より増加。
- いずれについても「いじめ・嫌がらせ」に関する件数が過去最高。

事例①あっせん

先輩から暴行を受けたり、聞こえるように「早く仕事を辞めてほしい」等の暴言を日常的に受けた。上司も近くで見ていたが、見て見ぬ振りして対応をしてもらえなかったため、90 万円の慰謝料を求めたいとしてあっせんに申請。

- ▶委員が双方の主張を聞いたところ、会社は申請人からのあっせん申請を受けて社内調査を実施した結果、申請人が主張する事項すべてではないが、先輩から申請人への暴言や上司の不十分な対応があったことを認め、再発防止のための教育等を実施すると説明した。

〈結果〉

あっせん委員が会社としての安全配慮義務等について説明したところ、被申請人が謝罪し、解決金として 50 万円を支払うことで合意が成立し、解決。

事例②助言・指導

正社員として入社し約 3 ヶ月経過後、社長から、会社に合わないため来月末で辞めてくれと解雇予告を受けた。入社してから業務に関する具体的な指示がされず、自ら同僚の状況を見て工夫しながら業務を行ってきたものであり、解雇事由には該当しないと考え、解雇の取消しを求めたいとして申し出た。

- ▶客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない解雇は権利濫用として無効になることを事業主に対して説明し、法令に沿った解決に向けて話し合い等の対応をとるよう助言。

〈結果〉

助言に基づき、紛争当事者間で話し合いが行われ、解雇予告を撤回し、業務状況を踏まえて配置転換した上で継続勤務することとなった。

【厚生労働省 より】

労務 ROAD 配信停止のお申込み

いつも事務所だより「労務 ROAD」をご購読いただきありがとうございます。
毎週月曜日に FAX・メールにて配信をさせていただいておりますが、
配信停止をご希望される方は以下に会社名をご記入いただき、この用紙を
FAX・メールにてお送りください。

★労務 ROAD は事務所ホームページからも、いつでもご覧いただけます★

会社名： _____

FAX/メール： _____

※FAX 番号かメールアドレスはいずれかのご記入をお願いいたします。

⇒ FAX : 06-6264-6265 / メール: info@k-s-j.net 労務 ROAD 担当宛

VOL.654
(1907-5)



河本社労士事務所

〒541-0056
大阪市中央区久太郎町
1-9-26 船場 IS ビル 5F
TEL:06-6264-6264
FAX:06-6264-6265
編集担当：矢尾・君野・川端

社長が入れる
労災保険のことなら

「葛城経営研究会」

詳しくは、
06-6264-6543 まで！

家庭菜園でいろんな夏野菜を育てています。はじめて植えた小玉スイカの収穫が楽しみです。手のひらサイズまで育ったスイカがかわいくてもったいないなと思いはじめました(^^)おいしいものをたくさん食べて夏バテ予防しましょう
(奥田)

SNS でもお役立ち情報
配信中です



【アカウント】

Facebook: 河本社労士事務所
Instagram: @ksj_koumoto
Twitter: @ksj_koumoto